

事業主の皆さんへ

「平成26年度償却資産申告は1月31日までに」

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

例えば、ミシンを家庭用として使用している場合には、課税対象となりませんが、縫製工場等で事業用として使用している場合は償却資産として課税対象になります。

申告期限は、平成26年1月31日(金)です。期限までに町内に所有している償却資産を一括して、税務課まで申告してください。

なお、資産の異動がない場合についても申告は必要です。

問い合わせ

役場 税務課
資産評価係
内線2125

資源ごみの採取防止条例に関するお知らせ

鬼北町では、資源化の対象となる一般廃棄物のうち、古紙・空き缶・空き瓶・ペットボトルの4品目について抜き取り(持ち去り)行為の禁止を条例に定め、これら

の禁止行為を行わないように注意しています。

条例施行後は禁止行為の通報・苦情も減少していましたが、最近通報・苦情が増加しています。

環境保全課では、違反者に対して「命令書」により禁止行為を行わないよう命じること、禁止行為を防止します。違反者が命令書に従わなかった場合は、20万円以下の罰金に処されます。

もしも、抜き取り行為を行っている現場を目撃した場合は、その場で注意するのではなく、日時・場所・車両・行為者の特徴(可能なら写真)などの情報を役場環境保全課までご連絡ください。禁止行為を行っている者は、違反と知りながら行っている場合が多く、予期せぬトラブルになるおそれがありますので、個人がその場で注意することは絶対によめてください。

問い合わせ

役場 環境保全課
廃棄物対策係
内線2132・2133

東日本大震災72時間とその後

～障害者施設で起こったこと～

南海地震に備えての講演会およびパネルディスカッションを開催します。

甚大なる被害と犠牲者をもたらした東日本大震災から間もなく3年。そのとき、障がいを抱えた人々と彼らを支援する人々はこのよう

な状況に遭遇したのか。当時、障がい者の通園施設の管理者をしていた宮城県石巻市にある石巻祥心会の斎藤康隆氏をお招きし、震災

時の状況と対応を話してもらうとともに、将来起こると予想されている南海大地震に備えた対策を地域の人々とともに考えるセミナーを開催します。

なお、当日は福祉作業所で作られた手作りクッキーなどの販売もあります。どなたでも参加できますので、ぜひお越しください。

基調講演
「東日本大震災72時間とその後」障害者施設で起こったこと」

石巻祥心会 斎藤 康隆氏
パネルディスカッション

「希望の種をまきましよう」
障害を理解する」

日時
平成26年2月1日(土)
13時～17時(開場12時)

会場
コスモスホール三間

宇和島市三間町迫目13

8番地

入場料 無料

問い合わせ

社会福祉法人 旭川荘
南愛媛療育センター
地域セミナー係
☎4511101

宇和島税務署からのお知らせ

まもなく所得税および復興特別所得税の確定申告の時期となります。

確定申告書等の作成は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)「確定申告書等作成コーナー」を利用して簡単に作成することができます。

インターネットで簡単に申告書の作成ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って該当項目を入力することにより、所得税および復興特別所得税、贈与税、消費税および地方消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書は、直接電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して郵送等で税務署に提出することができます。

なお、操作に関する不明な点は、当コーナー画面上部の「よくある質問」をクリックし、ご覧ください。
さらには便利で使いやすくなったe-Tax!

▼添付書類の提出を省略
医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することが出来ます。(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります)

▼還付がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています。(3週間程度に短縮)

特に1月又は2月に自宅等からe-Taxで申告された場合は、2～3週間程度で処理しています。

▼24時間いつでも利用可能
所得税および復興特別所得税の申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。(メンテナンス時間(毎週月曜日の午前0時から午前8時30分まで)を除く)

▼電子証明書の有効期限は3年です
住民基本台帳カードの電子証明書の有効期限は3年となっております。有効期限切れの場合は、電子証明書の更新をお願いします。

なお、住民基本台帳カードの電子証明書の更新は、各市町村窓口でお願いいたします。